

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A 改訂履歴

令和4年4月8日

項番	改定日	改訂区分	変更前			変更後		
			頁	該当Q&A	記載内容	頁	該当Q&A	記載内容
1	令和4年4月8日	修正	14, 15	Q33 A	また、選任された第三者支援専門家は、自らの専門外の意見を求められた場合や補充的に他の専門家の補助を得ることが適当と判断する場合には、対象債権者全員の同意を得て、個別に第三者支援専門家の補佐人（以下「 <u>第三者支援専門家補佐人</u> 」 <u>とい</u> う。）を選任することも可能です。	14, 15	Q33 A	また、選任された第三者支援専門家は、自らの専門外の意見を求められた場合や補充的に他の専門家の補助を得ることが適当と判断する場合には、対象債権者全員の同意を得て、個別に第三者支援専門家の補佐人（以下「 <u>第三者支援専門家補佐人</u> 」 <u>といいます</u> 。）を選任することも可能です。
2	令和4年4月8日	修正	24	Q59 A	（本手続の <u>基本的基本的な</u> 考え方）Q23、24を参照下さい。	24	Q59 A	（本手続の <u>基本的な</u> 考え方）Q23、24を参照下さい。
3	令和4年4月8日	修正	32	Q86 A	弁済計画案を作成するまでの期間は、原則、外部専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます。ただし、 <u>中小事業者</u> の事業内容、弁済計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。	32	Q86 A	弁済計画案を作成するまでの期間は、原則、外部専門家による支援等の開始時点から3～6か月が想定されます。ただし、 <u>中小企業者</u> の事業内容、弁済計画案作成の難易度、債務減免等の内容などによってケースバイケースとなり、上記の期間より長くなるケースもあり得る一方で、対象債権者と事前の調整が進んでいるケースなどではこれより短いことも想定されます。
4	令和4年4月8日	修正	33	Q89 A	また、個人である事業者である場合は、全ての対象債権者に対して、 <u>個人事業者</u> の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うこととし〔以下略〕	33	Q89 A	また、個人である事業者である場合は、全ての対象債権者に対して、 <u>個人事業主</u> の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うこととし〔以下略〕
5	令和4年4月8日	追記	36	Q95 A	<u>〔近日中に更新予定〕</u>	36	Q95 A	<u>再生型私的整理手続に基づき策定された事業再生計画により債権放棄等（債権放棄及び債務の株式化を</u> いいます。以下同じです。）が行われた場合の債権

項番	改定日	改訂区分	変更前			変更後		
			頁	該当Q&A	記載内容	頁	該当Q&A	記載内容
								<p>者の税務処理については、原則として、法人税基本通達9-4-2における「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」に該当し、当該債権放棄等の額は損金の額に算入されると考えていますが、これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に『中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続）』に基づき策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</p> <p>なお、学校法人や社会福祉法人など会社法上の会社でない法人を対象債務者として、再生型私的整理手続又は廃業型私的整理手続を準用した場合の税務上の取扱いは、Q95からQ99までと同様になると考えられます。</p>
6	令和4年4月8日	追記	36	Q96 A	[近日中に更新予定]	36	Q96 A	<p>廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の債権者の税務処理については、法人税基本通達9-6-1(3)ロにおける「行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約で、その内容が債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているものに準ずるものによる切り捨て」に該当し、当該債権放棄額は損金の額に算入されると考えていますが、これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に『中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私</p>

項番	改定日	改訂区分	変更前			変更後		
			頁	該当Q&A	記載内容	頁	該当Q&A	記載内容
								<p>的整理手続)』に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</p>
7	令和4年4月8日	追記	36	Q97 A	<p>[近日中に更新予定]</p>	36, 37	Q97 A	<p>再生型私的整理手続に基づき策定された事業再生計画により債務免除等を受けた場合、債務者(中小企業者である法人)の税務処理については、法人税基本通達12-3-1(3)に定める「債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと」に該当し、法人税法施行令第117条の3第3号の再生手続開始の決定に準ずる事実等に該当することから、原則として、法人税法第59条第3項&lt;会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入&gt;の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)』に基づき策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</p> <p>また、廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者(中小企業者である法人)の税務処理も同様と考えられます。</p>

項番	改定日	改訂区分	変更前			変更後		
			頁	該当Q&A	記載内容	頁	該当Q&A	記載内容
8	令和4年4月8日	追記	36	Q98 A	[近日中に更新予定]	37	Q98 A	<p>廃業型私的整理手続きに基づき策定された弁済計画により債務免除を受けた場合の債務者（個人事業主）の税務処理については、その債務免除が、所得税法第44条「免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入」に定める「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に受けたものに該当し、その債務免除益は総収入金額に算入されないものと考えられます。これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私的整理手続き）』に基づき策定された弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</p>
9	令和4年4月8日	追記	36	Q99 A	[近日中に更新予定]	37, 38	Q99 A	<p>再生型私的整理手続き又は廃業型私的整理手続きにより、対象債務者の主債務と保証人の保証債務の一体整理を行う場合において、これらの手続きに従って策定された事業再生計画又は弁済計画により、保証人が保証債務を履行するためにその有する資産を譲渡し、その履行により取得した求償権を放棄したときは、原則として、所得税法第64条第2項に規定する「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」に該当すると考えられます。これを確認するため、令和4年4月1日に国税庁に「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続き）』に基づき策定された事業再生計</p>

項番	改定日	改訂区分	変更前			変更後		
			頁	該当Q&A	記載内容	頁	該当Q&A	記載内容
								<p><u>画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて</u>」及び「『<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私的整理手続）</u>』に基づき策定された<u>弁済計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて</u>」照会を行い、同月1日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</p> <p><u>また、再生型私的整理手続又は廃業型私的整理手続に基づき策定された弁済計画により保証債務の免除を受けた場合の保証人の税務処理については、</u></p> <p><u>『経営者保証に関するガイドライン』に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理</u>」（平成26年1月16日制定）と同様になると考えられます。</p>

(注)「改訂区分」欄には、修正、追記、変更、新規、削除のいずれかを記載。

以 上